

福知山市入札監視委員会（平成25年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成25年7月3日（水） 午後2時10分～4時20分 福知山市民会館31号室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（大学教員）	
議 事 概 要	<p>1 開会あいさつ（松山市長）</p> <p>2 委員長の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長は互選により高橋委員を選出 ・委員長代理は委員長が伊多波委員を指名 <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度格付基準について ・公共工事設計労務単価に係る特例措置について ・最低制限価格の見直しについて <p>4 議事</p> <p>（1）平成24年度（10月～3月）の入札・契約の実施状況について</p> <p>（2）抽出工事に関する審議について</p> <p>（3）次回抽出委員の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊多波委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） <p>（4）次回開催日程の調整 後日、調整する</p>	
審 議 対 象 期 間	平成24年10月1日 ～ 平成25年3月31日	
条件付一般競争入札	1件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容	<p>条件付一般競争入札の入札参加条件及び指名競争入札の指名理由は、競争性が保てるよう考えていただきたい。また、随意契約とならないような工夫、大きな工事の費用便益分析、予定価格、最低制限価格についても検討していただき公正な競争の確保に努力いただきますようお願いいたします。</p>	

別 紙

「3 報告事項 平成 25 年度格付基準、公共工事設計労務単価に係る特例措置、最低制限価格の見直しについて」

意見・質問	回 答 等
○公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について(1) どのような背景があったのか。	平成 25 年 3 月 29 日、国交省から賃上げの協力要請があり、労務単価が発表された。全国平均で 15%、被災 3 県では 21%上がった。
○公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について(2) 通知があったということだが、拘束力はあるのか。	拘束力というより、国の政策に府も市も協力し、建設産業を盛り上げていくことになるかと思う。
○公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について(3) 単価が上がれば、契約金額も上がる。予算の手当てはどのようなになっているのか。	予想では、単価の増加による増額は、3%前後と考えている。入札残などの不要額を充てて対応できる範囲ではないかと判断している。
○最低制限価格の算式について この算式は最低制限価格を設定するにあたって参考にするということか。	この式は低入札調査基準価格を算出する式であり、これを元に地方自治で許される範囲で最低制限価格を決めている。 (※低入札調査基準価格とは、予算決算及び会計令第 85 条において、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のことであり、福知山市ではこれを参考に最低制限価格を設定している。)

「4 議事(1) 平成 24 年度の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

意見・質問	回 答 等
○指名停止について(1) 落札者となったにも関わらず、契約を締結しなかったため指名停止となった業者があるが、どうゆう理由でこんな	入札はしたが、その契約物品は海外で製作するものであり、期限までに納入できないことが判明したので、契約締結できないと申し出があった。給食のときに使う机と椅子が一体化した製品で、メーカーは国内業者だが、

<p>ったか。調査はしたのか。</p> <p>○指名停止について(2) 契約締結できなかった後は、どうしたのか。</p> <p>○指名停止について(3) 2番目の業者と契約するという規定は、どこに書いてあるのか。</p>	<p>生産は海外で行うものであった。</p> <p>入札のやり直しはせず、その入札で2番目に低い入札額の業者と契約をした。</p> <p>地方自治法施行令の167条の2第9号に、落札者が契約を締結しない時に、随意契約ができる規定がある。これをもとに随意契約をした。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「4 議事(2) 抽出工事に関する審議について」関係

1 下水工第13号 蛇ヶ端汚水中継ポンプ場し渣洗浄機他更新工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札参加資格のある9者のうち、7者が辞退しているが、辞退の理由は。また、どの段階で辞退と言ってきたのか。</p>	<p>5者が予定価格と合わない、2者が積算が間にあわないという辞退理由だった。辞退の届け出は、入札参加通知後、10日間ほどの間にあった。</p>
<p>○変更契約で工期を4ヶ月延ばしているが、事前に予測できなかったのか。</p>	<p>工期延長の理由は、住宅等の密集地へ機械の搬入等が当初予定どおりにいかず、内容変更の調整に時間がかかったため、あらかじめ予測はできなかった。</p>
<p>○この工事は古い設備を新しい設備に更新する工事だが、落札者は前回施工した業者と同じか。</p>	<p>今回落札した業者は、前回施工した業者とは異なる。</p>
<p>○別の案件で、発注工事一覧表にある「場内ポンプ場し渣沈砂除去設備更新工事」は同じような工事と思うが、入札者の数は。落札者は。</p>	<p>入札参加申請者数は8者、うち6者が入札を辞退した。落札業者は朝日企業㈱であった。</p>

<p>○9者中、入札は2者のみであった原因はどこにあるのか。以前から設備の更新工事の入札は辞退が多い。毎回同じことを繰り返しているだけでは何の進歩もない。十分に競争性が確保できるよう入札参加条件の決め方を工夫してほしい。入札参加条件に関して、契約監理課は指導ができる立場にあるのか。</p>	<p>一般に機械器具設置という業種は、建設業法で決まっている条件を満たす技術者が少なく、入札参加業者が集まりにくい。入札参加条件については取決めを指名選定委員会で決定している。いろいろと競争性が増すような方法を考えているが、現状はこうなっている。契約監理課から、競争性が出来るだけ確保できるような形を求めているが、入札制度をどう変えるかというところまでは至っていない。</p>
<p>○入札参加条件は、契約監理課が入っている委員会で決定されるのか。それとも下水道課の案件は上下水道部で決めて、それを基本的に認めるとしているのか。条件を変えるよう契約監理課から提案できるか。</p>	<p>指名選定委員会は、市長部局、上下水道部局それぞれにある。上下水道部局の指名選定委員会にも契約監理課長は出席しているので意見を言うことはできる。</p>
<p>○指名選定委員会が各部局にあるというのは奇異な感じがする。契約監理課はいろんな情報を持っているから、それを全体として有効に使おうと思うと一つの委員会で全員でオープンにして議論することが本来のやり方ではないか。指名選定委員会のあり方についても議論していただきたい。</p>	<p>特殊な案件については、市長部局の指名選定委員会の中で、その他事項として意見を交換していこうという流れには少しずつしているところである。</p>

2 教総第69号 成仁小学校グラウンド防球フェンス新設他工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
○変更契約をして契約金額が減	変更契約の原因は、現場に入った後に起きたものであ

<p>額となっているが、最低制限価格は変わってこないのか。最低制限価格未満で失格となった業者が2者あるが、問題ないか。</p> <p>○指名業者選定理由の「地域性他により」について説明を。</p> <p>○学区単位で地域性を広げるなら、複数の隣接する学区がある場合、どの学区を選ぶかは、どうやって決めるのか。学区といっても簡単に選べない状況が想像される。</p> <p>ある特定の工事現場を中心にした地域性をなぜ基準にするかわからない。</p> <p>○福知山市内が地元であるというのわかるが、工事現場を中心として小学校区範囲を地元と定義し、災害時にその業者が助けてくれるというのは、論理的に信じがたい。学区から離れていても、何かあった時は助けてくれる業者はたくさんいるだろう。工事現場に近い学区の業者を選んでいく論理には限界がある。そこは忖意性が入ってくる。もっとわかりやすく、指名でき</p>	<p>る。発注者と受注者が協議し、目的達成のために必要であると決まれば、発注者が指示を出して変更の手続きを始める。最低制限価格は当初の設計書をもとに決められており、応札者も当初設計に合わせて入札しているので、変更で減額となっても問題はない。</p> <p>この工事は、工事規模からB等級以上の業者で入札することになるが、できるだけ地元の業者を重視するために、所在地が現場に近いB等級とA等級の業者を、決められた指名業者数に達するまで選定した。現場に近い範囲の考え方は、小学校区単位で考えている。なぜなら福知山市では小学校区単位で地域性を持っていることが多いから。</p> <p>その学区を中心に、全体的なバランスを見ながら、学区はこれでいいか指名選定委員会で提案し審議している。また、福知山市の指名の基本的な考えは、地元の建設業者であることとしている。地元業者には、台風、大雨等による災害復旧工事、除雪等に機動力を持って市民の生命や財産、生活の安全を守っていただいている。これらの地域貢献は、地元や本市にとって重要である。競争原理を基本とする中で、地元建設業者育成の観点からも地元業者への配慮を最優先に考えて、可能な限り分離分割発注し、入札参加機会の確保に努めている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>る業者はすべて選べばいい。 最初からある業者だけを選定すると、競争性は低下する。 少し検討していただきたい。</p>	
-----------------------------------------------------------------------	--

3 危管第 11 号 福知山市防災行政無線屋外子局設置工事・・・随意契約

意見・質問	回 答 等
<p>○施工できるのは一者しかないという工事だが、予定価格はどのように算出したのか。採用率が 94%となっていることとの関係は。</p>	<p>設計金額は設置場所によって異なってくるので、施工すべき内容を固めた上で積算した。材料費や人件費は公共建築工事積算基準や建設物価などの刊行物を用いて一般工事と同様に算出をしている。受信装置など製造業者が特定されるものについては、見積を徴取し、市の基準に基づいて査定をした上で設計に加えている。</p> <p>随意契約の場合は、業者と交渉して契約金額を決めている。市民の安心安全を守る施設であり、品質に問題のない範囲で、できるだけ安くしてもらった結果、この採用率になった。</p>
<p>○そもそもこの業者がこの工事をやるようになった経緯は。</p> <p>このままでは、これに関連する工事は永久にこの業者と随意契約することになる。これ以外の方法は考えられないか。例えば長期的な観点で考えて、システム自体を変更することを前提として入札すれば、結果的に安くなることもある。</p> <p>また、情報化の時代であるから、設計図などがあれば、他の企業でも可能ではないか。他社の実行可能性についても考えるなど、工夫をしていただきたい。</p>	<p>平成 5 年度からこの業者と契約している。20 年前のことであり、当時の資料は確認できていないが、おそらくその当時、取扱いのある業者で入札を行って決まったのではないか。</p> <p>長期的には、防災行政無線をデジタル化する動きも出てきているので、その際に適切な方法に変えていくことができるのではないか。</p> <p>この業界では、ID（選択呼出番号）は汎用性のあるものとはなっていない。各業者それぞれが ID を持っており、他社の ID を取得して取り扱うのは不可能である。全国的にも、そういった取り扱いはないと聞いている。</p>

4 市公第 20 号 (仮称) 市民交流プラザふくちやま建設工事に伴う建築工事…公募型
指名競争入札

意見・質問	回 答 等
○3者による共同企業体で施工する工事であるが、代表構成員1者と構成員2者は、それぞれ金額的にどの程度担当するのか。	概ね2億円以上の工事は共同企業体方式による公募型指名競争入札で調達する。共同企業体は結成時に各業者の出資比率を決めることになっており、出資比率の最も大きい者が代表構成員となる。決まっているのは出資比率のみなので、どの部分をどう担当するかではなく、一つの会社として責任などを出資比率に応じて分担していると理解していただくのが良いと思う。
○出資比率とはどのように決まるのか。入札に係る予定価格とは関係なく決められるものなのか。	出資比率は、最低でも何%以上という決まりがある。共同企業体を構成する3者による話し合いで決めていると思う。出資比率だけ決まりがあり、金額(予定価格)に関する決まりはない。
○この工事を設計した業者はどこか。金額は、どのくらいかかったのか。コンペとかしたのか。	設計業者は安井建築設計事務所で、入札により決まった。金額は約6千万円だった。
○この建物の費用便益分析はしたのか。	していない。
○この工事は、かなり額が大きいため、費用便益分析をやってしかるべきである。最近、公共事業ではB/Cは1以上でないといけない。費用便益分析を強制的に行う部署はないのか。各部が判断しているのか。	費用便益分析について、どのような場合に行うかは決まっていない。高度な行政需要に基づいて、このような施設が必要であり、目的を達成するためということであるが、従来からB/Cをやった上でという取り決めがないため、このようになった。
○最低制限価格未満の失格者が5者あり、最低制限価格を上回った業者の数より多い。半分以上の業者がもっと低い額	最低制限価格は、まず設計額があり、それに低入札調査基準価格の算式を適用して決まる数値を参考にして決めている。本市では、複数人が最低制限価格を設定し、その平均を最低制限価格としている。

<p>で出来るということだが、最低制限価格の設定の仕方はこれでいいのか。</p> <p>○市としては計算式があるからそれでいいということかもしれないが、結果的にもっと安い価格でできたのではと感じる。価格の決め方、参加資格の決め方に関して、もう少し厳しい態度で臨む姿勢があればいいと思う。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

5 都計第 65 号 多保市正明寺線（高畑工区）橋梁下部工（A1 橋台）その 2 工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○最低制限価格未滿による失格者数が多い。どの業者も同じような入札金額となっているが、予定価格が高すぎるとは考えられないか。</p> <p>○土木一式の A 等級の業者ばかり指名されているが、市の取決めによるなら、この工事規模であれば B 等級の業者を指名すべきではないか。B 等級の業者ではできない工事なのか。</p> <p>○次回から、「地域性他により」という選定理由の表現をもう少し詳しくして、書面で提出していただきたい。</p>	<p>国や府からいただいた単価や歩掛りに基づいて設計して予定価格を設定しているので、それで正しいと考えている。失格者が多いのは、最低制限価格付近をめぐる熾烈な受注競争があった結果と理解していただきたい。</p> <p>この工事は、水管橋が工事範囲に接していることから技術力、調整能力などが求められる。また、工期的にも厳しい工事である。いろいろな難しい現場条件があるため、すべてにおいて対応できるよう A 等級から選定した。B 等級でもできる業者はあるかもしれないが、やはり A 等級の業者であれば必ず対応できると考えてこのようにした。指名理由として「地域性他により」と記載しているが、その中にはこのことも含んでいる。</p>